

### 対策その3 自転車安全利用五則

- ①自転車は原則として車道を通行。車道は左側を通行  
※標識で歩道通行が認められている場合や、自転車の運転者が高齢者や児童・幼児等である場合、交通の状況に照らし合わせて、安全のためにやむを得ない場合は歩道を通行できます。
- ②交差点では信号と一時停止を守り、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットの着用



近所へ出かける際にはとても便利な自転車ですが、「自転車は車の仲間」であることをご存じでしょうか？また、栃木県では、自転車保険への加入が義務付けられています。自転車安全利用五則を守り、快適な自転車ライフを楽しめるようにしましょう。

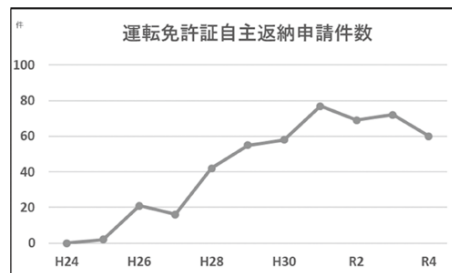
### 対策その4 高齢者の交通安全対策

高齢者による事故が多発しています。加齢に伴う視力や聴力、体力の低下から、的確な判断を下すまでに時間がかかり事故に繋がってしまうのです。日常生活では気づきにくい衰えが運転時には現れやすく、その事象をまとめたチェックリストがありますので行ってみてください。



▲チェックリストQRコード

(チェック項目が5個以上当てはまる場合は要注意です！)



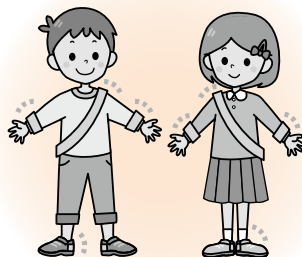
町では高齢者運転免許証自主返納奨励事業を行っており、徐々に申請件数が増えつつあります。また、町ではデマンド交通「かみたん号」を運行しています。ぜひご活用いただき町民一人ひとりが安心・安全に暮らせるまちづくりを目指しましょう。

※詳しくは町ホームページをご覧くださいか、下記問い合わせ先までご連絡ください。

### 対策その5 年末の交通安全県民総ぐるみ運動

12月11日(月)から12月31日(日)までの21日間、「年末の交通安全県民総ぐるみ運動」が実施されます。「マナーアップ!あなたが主役です」をスローガンに、交通安全広報活動や街頭指導を行い、交通安全に対する意識の向上を図ります。

期間中には、反射材などの交通安全啓発品の配布も行いますので、日頃から身に付けることで交通事故から自分の身を守りましょう。



▶問い合わせ先=地域生活課 生活係 ☎9129

## 交通安全は1人ひとりの意識から みんなで守ろう交通ルールとマナー

### 4年連続交通死亡事故ゼロ達成

11月7日に行われた、第15回栃木県交通・生活安全安心県民大会において、本町は令和5年度栃木県交通死亡事故ゼロ市町として表彰されました。

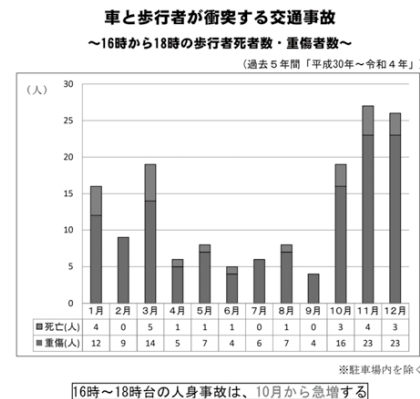
これは、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1年間、交通死亡事故発生ゼロを継続した市町が表彰されるもので、本町は4年連続の受賞となりました。

本町が4年もの間、死亡事故が発生しなかったことは大変喜ばしいことですが、交通事故による人口1万人に対する負傷者数は県内ワースト2位です。いつ死亡事故が発生してもおかしくない状況であり、誰もが被害者・加害者になる可能性があるということです。

では、交通事故を防ぐためには、どのような対策が必要なのでしょう。

### 対策その1 ライト4(フォー)運動

冬は日没時間が早まるため、午後4時以降の交通事故の発生数の増加が顕著に現れます。自動車は午後4時に前照灯を点灯し、「見落とし」や「発見の遅れ」等に起因する交通事故を予防しましょう。また、歩行者及び自転車の方は夕暮れ時や夜間に外出する際、反射材を身に付けて運転手に知らせましょう。



### 対策その2 3S(スリーエス)運動

3Sとはsee(シー、見る・発見する)slow(スロウ、減速する)stop(ストップ、止まる)の頭文字です。

通学路や交差点といった道路環境や歩行者に気を配り、子どもや高齢者を見かけたら減速しましょう。横断歩道では歩行者が優先です。

栃木県の信号機のない横断歩道での一時停止率は、昨年より全国平均を上回りつつも、依然として50%以下でしたが、今年は74.8%と最高記録を記録しました。引き続き交通安全のため、運転者も歩行者も交通ルールを守っていきましょう。

